

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和11年6月30日までの5年間

2. 内容

- | | |
|----|---|
| 目標 | ・ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。
・ 令和11年までに、育児休業取得率を男性30%、女性90%とする |
|----|---|

<対策>

- 令和6年7月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和6年7月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始